

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2025 年 7 月 24 日 オンライン会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷 竹生

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
A	全般的事項	—	2025 年 3 月と 4 月の議事録を承認した。	3
1	作業計画コンサルテーション	プロジェクト候補と CP の構成について検討した。	CP 草稿の本文と付録をレビューした。	
2	有形天然資源	ED 第 92 号に寄せられたコメントに基づいて論点を検討した。	減価償却、絶滅危惧種、遺産資産等の論点を検討した。	
3	気候関連開示	SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントに基づいて論点を検討した。	経過措置、全般的要求事項などの論点を検討した。	
—	参考情報その 1 - 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） - IPSAS と日本の政府会計の比較研究 - 基準書の日本語訳 - コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター - 過去の IPSASB 会議の報告記事 - IPSASB のボードメンバー 一覧			
—	参考情報その 2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2025 年 7 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2025 年 11 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

IPSASB 2025 年 7 月会議報告記事

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「[参考情報その 1](#)」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「[参考情報その 2](#)」に、今回の議題に関係する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参照されたい。

A. 全般的事項

2025 年 7 月の IPSASB 会議は、2025 年 7 月 24 日に、オンラインで開催された¹。参加者は、18 名中 15 名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 38 名であった。

欠席は、Angela Ryan（NZ）、Andrew van der Burgh（南アフリカ）、Patrícia Siqueira Varela（ブラジル）の 3 名。

今回の IPSASB 会議では、承認された文書はない。

1. 作業計画のコンサルテーション（アジェンダ 1）

現行の IPSASB の中期計画期間は 2024 年～2028 年の 4 年間である。その中間に当たる 2025 年末を目標に、作業計画に関するコンサルテーション文書を公表し、進行中のプロジェクトや今後のプロジェクト候補について関係者の意見を募る予定である。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(1) プロジェクトの進捗状況（1.2.1）

IPSASB は 2025 年 9 月会議で「作業計画コンサルテーション」を承認する予定である。事務局が、承認に向けた進捗状況を簡潔に説明した。

(2) コンサルテーション文書（草稿）の本文と付録（1.2.2）

作業計画のコンサルテーション文書の草稿について、2025 年 6 月会議の決定事項と事務局への指示事項に基づいて行った修正内容を事務局が説明した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 草稿 5 ページの工程表。プロジェクトの青色と緑色の色分けが、付録 A のプロジェクト候補リストの色分けと整合していないので合わせた方がよい。
- 草稿 5 ページ下段の事務局長コーナー。新規に三つのプロジェクトを採用する余力が見込まれると書かれているが、二つではないか。→ 同意。全てが予定どおりであれば三つ開始できるが、ここでは二つと書いた方がよい。
- 付録 A の 3 ページのプロジェクト候補の一覧で、「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」が IASB で進行中のプロジェクトに影響を受けるプロジェクトに分類されているが、必ずしも IASB の影響を受けるとは限らないので、違和感がある。

決定事項	2025 年 6 月会議の指示事項に基づいて、作業計画のコンサルテーション文書の草稿の構成と内容は適切に修正されている。
------	--

¹ 会議の動画は YouTube で公開され、無償で視聴できる。

事務局への指示	- 草稿の事務局長コーナーにおけるプロジェクト数の記載を、三つから二つに変更する。 - 草稿の図 2 の色遣いを修正する。 - 付録 A のプロジェクト候補の一覧における、冒頭説明文を修正し、このプロジェクトの一覧には、公的部門にも関連する可能性がある IASB のプロジェクトの一部が含まれていることを注記する。
---------	---

本議題の終了時に、事務局長から 9 月に開催される公的部門基準設定主体フォーラムにおける作業計画コンサルテーションの位置付けと時間割などに関する説明があった。

2. 有形天然資源（アジェンダ 2）

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

天然資源プロジェクトは、有形天然資源の認識、測定に関する調査研究と論点への対処を行うことを目的としている。

② これまでの進展

2020 年 3 月の会議でプロジェクト概要書² を承認した。2021 年 3 月から検討を開始し、2022 年 3 月会議で CP「天然資源」³ を承認、同年 5 月に公表した。その後、2023 年 3 月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を行い、2024 年 9 月会議で ED 第 92 号「有形天然資源」⁴ を承認、同年 10 月に公表した。コメント募集は 2025 年 2 月 28 日で締め切られた。その後、2025 年 4 月会議から、最終文書の開発に向けて、ED 第 92 号に寄せられたコメントレターの検討を開始している。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画（2.2.1）

事務局が今後の作業計画について説明を行った。特にコメントはなかった。

(3) 減価償却（2.2.2）

ED 第 92 号は、その対象範囲の有形天然資源は、使用や消費の対象ではないので、無期限の耐用年数を有するという反証可能な推定を置いていた。賛成意見が多く寄せられたことを踏まえ、事務局はこの反証可能な推定を最終文書でも維持することを提案した。

² 天然資源のプロジェクト概要書

³ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

⁴ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 92 号「有形天然資源」の解説](#)

また、推定が反証される場合を説明する適用指針（AG）を追加すること、及び、反証可能な推定が IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の減損規定とどのように関係するのかを説明する適用指針を追加することも提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 事務局案に賛成。回答者の多くも賛成している。「保全目的で保有する有形天然資源」に対象範囲を絞ったので、「反証可能な推定」の正当性がより高まっている。

他に意見はなく、合意が得られたとして、事務局提案に基づいて進めることになった。事務局は 9 月会議に向けて草稿を修正する。

決定事項	・ 保全目的で保有する有形天然資源は無期限の耐用年数を有するという反証可能な推定は保持すべきである。 ・ 推定が反証される場合と、IPSAS 第 21 号との関係が適切であることを説明するために適用指針を追加する。
------	--

(4) 希少な又は絶滅の危機にある資源に関する開示の例外規定（2.2.3）

ED 第 92 号は、資源が希少な場合や絶滅が危惧されているような場合を念頭に、本文第 51 項で開示規定を提案し、「結論の根拠」の BC51 項でその理由を説明していた。この論点について ED 第 92 号はコメント募集事項（SMC）を設け、関係者のコメントを求めている。

51.	稀なケースでは、第 45 項から第 50 項によって要求される情報の一部又は全部の開示によって、有形天然資源が更に危険にさらされたり、劣化したりする可能性がある。そのような場合には、主体は、情報を開示する必要はないが、特定の情報が開示されない事実及びその理由と合わせて、当該有形天然資源の一般的性質を開示しなければならない。
BC31.	状況によっては、希少な又は絶滅の危機にある有形天然資源に関する情報の開示は、それらのさらなる危機的状況や悪化につながる可能性がある。例えば、絶滅の危機にある種の数や生息地に関する情報は、違法な密猟につながる可能性がある。この懸念に対応するために、IPSASB は、主体がそのような情報の開示を制限することを認めることを決定した。このアプローチは、他の当事者との紛争で主体の立場を不利にする可能性のある情報の開示についての免除規定を有する IPSAS 第 19 号に類似している。

関係者から賛成意見が多く寄せられたことに基づき、事務局は ED 第 92 号の上記の提案を維持することを提案した。また、「希少な又は絶滅の危機にある」の用語を説明すること、どのような場合にこの例外規定が適用されるのかについてのガイダンスを追加すること、具体的にどの開示項目を免除するのかについての適用指針を追加することも提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 免除規定を採用するメリットと、免除規定を採用したことで、そこに何か注目すべき事項があると知らせることになるデメリットの間で葛藤がある。私の経験（イギリスの NPO 基準と思われる）では、最終的には免除規定は設けず、情報の集約によってセンシティブ情報から除外することにした。また、センシティブ情報の開示を免除すると、アカウントビリティの観点から読者は他の開示情報についても疑問を頂き始める可能性がある。→これは南アフリカの会計基準に基づいている。南アフリカでも、例外規定を適用していることは危険信号であることを経験しているが、密猟者等は既にそのような情報は知っており、この分野に馴染みのない人々に対しての資源の情報を制限するという側面があるのは確かである。→アカウントビリティを果たすことと、情報開示によって損害が生じないことを保証することの間にはトレードオフの関係がある。→米国の FASB では、国家安全保障に関する情報について同様の検討を行い、合算を行ったが、合算を行ったことを開示した。
- 事務局提案に同意する。IPSAS 第 19 号と同様に、判断の問題であることに同意する。ただし、これは伝統的な会計概念ではなく、これまで基準設定で導入されたことはないものである。財務報告の文脈において希少性や絶滅の危険性が高いものが何を意味するのかについて、より詳細な説明を提供することが有益である。→まさに新しい概念なので、希少であることや絶滅が危惧されることについて説明することが有用である。
- 定義を定め始めるとキリがない。過度に規則主義になることを懸念しているので、適用指針で説明し、情報を提供することは良い考えだと思う。最終的には報告主体と監査人の間で協議して決めるべき問題であることは正しく強調されていると思う。→定義ではなく説明程度で十分であると考えている。
- 事務局提案に賛成である。しかし、この免除規定は認識された天然資源に関するものなので一貫性がないと感じる。未認識の天然資源に関するセクションでは、場所、量、利用可能性などについて、ほぼ同じ要件が定められている。そこで、未認識の有形天然資源についても同じ免除規定を導入してはどうか。→ 同意。修正する。
- このような項目に関する開示注記は、例とするのか、それとも要求事項とするのか。必ずしも真実ではない状況があるかもしれないので、より高次の例とした方がよいのではないかな。

決定事項	• 希少な又は絶滅の危機にある資源に関する開示免除規定と、希少又は絶滅の危機にあるとは何か、を説明する適用指針案は適切である。
事務局への指示	• 希少な又は絶滅の危機にある資源に関する一定の開示の免除規定を、認識済みの有形天然資源と未認識の有形天然資源の両方に拡大する。

メンバーの意見はおおむね事務局提案を支持する内容であり、積極的な反対意見は出なかった。よって事務局提案どおりに進めるとともに、「結論の根拠」において、議論の内容を説明する。

(5) IPSAS 第 45 号「有形固定資産」との相互参照 (2.2.4)

ED 第 92 号には、交換取引における原価の算定方法について独自の規程を置かず、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」を参照する構造になっていた。しかし、ED 第 92 号と IPSAS 第 45 号では対象とする資源の範囲が異なるので、利用者に混乱が生じるおそれがあるとの指摘があった。

そこで事務局は、ED 第 92 号から IPSAS 第 45 号への相互参照を削除し、交換取引における原価の算定に関するガイダンスと、保全目的で保有されている有形天然資源に特に適用される現在操業価値の開示規定を有形天然資源の最終文書で定めることを提案した。

メンバーからは事務局提案を支持する旨のコメントがあった。他には特に意見は出なかったので事務局提案どおりに進めることが決まった。

決定事項	IPSAS 第 45 号への相互参照の削除案と、保全目的の有形天然資源に特有の測定と開示のガイダンスの追加案は適切である。
------	---

(6) 経過措置 (2.2.5)

ED 第 92 号では、有形天然資源の認識について、基準の適用開始時点で認識基準を満たしている有形天然資源には、修正遡及アプローチか、IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく完全遡及アプローチを選択することを認めていた。この提案には多くの関係者が賛成していた。

他方、有形天然資源が資産の定義を満たすものの、その現在価値が信頼性をもって算定できない場合、ED 第 92 号の第 10 項及び第 55 項は、一定の定性情報の開示を義務付けており、当該資源は、当該資産が信頼性をもって測定可能になるまで認識されないこととされていた。事務局は、この要求事項は、基準の適用開始時にも適用されることを経過措置で明確化することを提案した。

特にメンバーからコメントはなかったので、合意が得られたとして進めることになった。事務局の考えは「結論の根拠」で説明する。

決定事項	経過措置を保持し、有形天然資源が資産であるが、本基準書の初度適用時には信頼性をもって測定できない場合には、開示のみが要求されるということを明確にする。
------	---

(7) 遺産資産に関する修正 (2.2.6)

ED 第 92 号では、一部の有形天然資源は IPSAS 第 45 号「有形固定資産」の範囲内の遺産資産と重複するので、IPSAS 第 45 号 AG2 項の遺産資産に関する説明文から「環境」又は「自然」の特徴をもつ遺産資産を除く、という文言を削除することを提案していた。

多くのコメントレターはこの提案に賛成していたが、有形天然資源が IPSAS 第 45 号の範囲に収まる場合には、自動的に ED 第 92 号の範囲外になってしまうので、ED 第 92 号で文言を削除すると「環境」又は「自然」の特徴を持つ資産は、全ての IPSAS の範囲から外れてしまうという指摘があった。

そこで事務局は ED 第 92 号で提案していた削除提案を取り下げることを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- これは遺産資産に限らず、有形固定資産との区別でもある。主要な用途とは何か。スイスでは国立公園は、利用可能な遊歩道や綺麗な空気など、何らかの形で公共サービスを提供していると位置付けている。過去のサービスの意味合いについても、ある程度明確にする必要がある。また、規則主義にならないように、もう少しフレーバーを追加してはどうか。
- 適用指針を追加することには賛成だが、現実問題として遺産資産が存在し、IPSAS 第 45 号でと有形天然資源の両方に該当することがあり得る。適用範囲から除外するのではなく、両方の基準書の範囲に該当する可能性があり、資産の性質に応じてどちらかを適用するということを十分に説明すべきである。

議長のもとめでは、一般的な有形固定資産と遺産資産の違いについて、定義によるのではなく、本文の中で詳しく説明することを支持する考え方が多かったという印象である。有形固定資産なのか、保全のために保有する資産なのかという点について、より明確に説明する必要がある。しかし、遺産と有形固定資産の区別についてここであまり踏み込むべきではない。

決定事項	• 遺産資産に関する記述を削除するという修正案は取り下げる。
事務局への指示	• 最終文書となる IPSAS の定義と範囲のセクションのガイダンスを通じて、保全目的で保有する有形天然資源と遺産資産を区別する。

(8) 適用ガイダンスと設例の追加 (2.2.7)

事務局は、現在価値の決定に関する設例を二つ追加することを提案した。

- 類似の土地の評価に基づき、保護区の土地の現在価値を算定する方法を示す設例。二つの地方政府の財務諸表の開示例に基づいている。
- 類似の資産の開発原価の累計額に基づいた現在操業価値の推計の設例。ED 第 92 号の IG27 項では、苗木の取得、植林、成木への育成にかかる推定コストを累計することにより、保全目的で保有されている森林を評価する方法を論じている。この前提に基づく設例である。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 保全目的で保有する有形天然資源に関するコスト・アプローチに基づく測定をもう一度説明して欲しい。→IPSAS 第 46 号を見たとき、現在操業価値を策定する目的は、類似の資産を開発するための原価であると考えるが、それは必ずしも自然林である必要はないので、植林によって自然林と同じ特徴を持つ森林が生まれるというシナリオを考えた。完全に自然林である必要はなく、人工的に植えられたものであっても、最終的には同じ種類の資産になる可能性がある。

特に反対意見は出なかったので、二つの設例を追加することになった。

決定事項	測定に関する設例案を策定する。
------	---

(9) 認識と測定に会計処理単位が及ぼす影響 (2.2.8)

ED 第 92 号は、会計処理単位について、その性質やリスク、資産の保有目的に応じて会計処理単位を合算又は分解することを本文で定めている他、適用指針と適用ガイダンスに関連するガイダンスを提案している。事務局は、ED 第 92 号のこれらのガイダンスを最終文書でも維持することを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 規則主義には反対であり、判断が重要である。「人間の介入」の程度について疑問がある。例えば絶滅危惧種について人間の介入がある場合、当該介入を資産計上する際の会計処理単位をどのように考えるのか。

先述の他、会議を欠席している Angela Ryan 氏からコメントが寄せられている旨の報告があった。議長は、これらの意見について、会議外で協議し、草稿に反映するように指示した。ただし、例をどんどん増やすようなことは混乱を招くので賛成しない。

事務局への指示	会計処理単位に関する具体的な設例を策定するため、メンバーと協働する。
---------	--

3. 気候関連開示 (アジェンダ 3)

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

公的部門の気候関連開示に関する原則を示すことによって、開示される情報に基づく意思決定とアカウンタビリティが改善されること及び気候変動に対処するための国際的な活動を支援することを目的としている。

② これまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関する公的部門用のガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月にコンサルテーション・ペーパー (CP) 「公的部門のサステナビリティ報告の推進」⁵ を公表した。

2022 年 10 月会議から当該 CP に寄せられたコメントレーターの分析を開始し、今後の IPSASB のサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023 年 3 月会議

⁵ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\) 「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書⁶を承認した。

その後、公開草案の開発に向けた作業を行い、2024 年 9 月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第 1 号「気候関連開示」⁷を承認し、同年 10 月に公表した。SRS ED 第 1 号のコメント募集期間は 4 か月後の 2025 年 2 月末に終了した。

2025 年 3 月会議では、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレーターを分析する方法について議論を行った。コメントレーターの分析を行い、主要な論点を分類するに当たり、柔軟性と透明性を確保することが決定された。また、プロジェクトの進行に合わせて、原則だけでなく解釈に関する論点も並行して検討することが事務局には指示された。

2025 年 4 月会議と 6 月会議で、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレーターについて、事務局が作成した分析資料をもとに議論を行っている。今回は、引き続きコメントレーターに基づいて論点の検討を行う。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 気候関連開示プロジェクトの全体像 (3.2.1)

事務局が今回の会議で検討する主な論点について説明した。

(3) 論点 1 経過措置 (3.2.2)

SRS ED 第 1 号は、経過措置として次の 4 項目を提案していた。いずれも、基準書を採用した初年度のみに適用できる免除規定である。

- 比較情報の開示の免除
- 財務諸表と同時に気候関連開示を公表することの免除
- スコープ 3 の温室効果ガス（GHG）排出量の開示の免除
- 既存の「気候関連の政策プログラム」による、GHG 排出量の変動の開示の免除

上記のうち、上から三つの免除規定が、今回の検討対象である。事務局はこれら三つの免除規定を最終文書でも維持することと、三つ目の「スコープ 3 の GHG 排出量の開示」の免除期間を 1 年から 3 年に延長することを提案した。

四つ目の項目は政策プログラムに関する免除規定であり、2025 年 6 月会議で政策プログラムは別フェーズで検討することが決定されたので今回は検討対象外となる。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- スコープ 3 に関する事務局の提案に同意。開示全体に 3 年の猶予期間を設けることも検討してはどうか。また、付録 B で説明されているプロポーショナルリティな仕組み（主体の規模や事業内容に応じて開示内容を柔軟に適用する仕組み）は必要である。

⁶ 気候関連開示のプロジェクト概要書

⁷ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説](#)

- ・ 事務局提案に同意。ただし付録 A を読むと、まだ政策プログラムに触れている箇所があるので書き直しが必要である。
- ・ 付録 B のプロポーショナルな仕組みは有益なので何らかの形で取り込むべきである。提案されている期間については 3 年間で良いと思う。
- ・ 事務局提案に同意。追加の例外を認めるべきではない。法域特有の問題がある場合は、当該法域で対応すべきである。複数の移行期間を設けると混乱が生じるので、1 年か 3 年で統一すべきである。
- ・ 公的部門には様々な状況があり、一般目的財務報告と気候関連開示の関係を考えると非常に難しい問題に直面している。移行期間については慎重に検討すべきである。

ここで確認のため、事務局提案に同意するかどうかについて挙手投票を行った。事務局提案に賛成 11 名、3 名欠席、1 名が留保であったため、賛成が明示されたとして、事務局提案に基づいて進めることが決まった。

決定事項	・ 「自身の業務」に関する経過措置案は適切なので保持すべきである。 ・ 主体のスコップ 3 の温室効果ガス（GHG）排出量の報告に関する経過措置の適用期間を、1 年間から 3 年間に延長すべきである。
------	---

(4) 論点 2 全般的要求事項—報告の時期と、開示の記載箇所（3.2.3）

IPSASB には IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に相当する文書がまだ存在しないため、SRS ED 第 1 号は付録 B 及び付録 B.AG として、IFRS S1 号のうち気候関連開示に必要な全般的な要求事項のガイダンスを提案していた。

2025 年 6 月の会議で、全般的要求事項と IFRS S1 号の整合性を維持することが決定された。今回は、全般的要求事項の個別論点として、報告の時期と、報告の記載箇所の二つを議論する。事務局は、気候関連開示の報告を一般目的財務報告書（GPFR）と同時に行うこと、及び、気候関連開示の報告を主体の GPFR の一部として行うことを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 事務局の提案に賛成。ただし企業会計と異なり GPFR に慣れていない一般の読者を想定し、彼らに本当に必要な情報が届くようにする必要がある。記載箇所についてはある程度の柔軟性を持たせつつ、統合的な報告を提供することで、GPFR の利用者に過度の負荷をかけることなく、必要な情報を提供できる。
- ・ 今の軽減措置では不十分である。気候関連の報告は、他の規制や行政の枠組みと連携する場合があります、一部の政府機関はこの基準書の導入に困難を感じる場合があると思われる。
- ・ 事務局の提案に賛成。ISSB のアプローチは、開示を行うか、他の文書と相互参照するかを選択できるようにしており、柔軟性を提供しているという事実が十分に理解されていないように思う。

- 情報の相互関連性という原則を明確にすべきである。一つの情報を待って全体の報告を遅らせるべきではない。
- GPFR とサステナビリティ報告の連携には賛成。ただし、政策プログラムは中期的・長期的な視点で効果を発揮するので民間と大きく異なるので、慎重に検討が必要。

議長からまとめとして、この論点については皆が原則を支持し、IFRS S1 号との整合性を確認していること、しかし、「相互参照の選択肢」が存在することに留意が必要であり、開示内容をできるだけ簡潔にすることも重要である旨の発言があった。

決定事項	• 全般的な要求事項における、報告の時期と、開示の記載箇所に関する提案は保持すべきである。
------	---

(5) 論点 3 その他の論点 (SMC10) (3.2.4)

SRS ED 第 1 号は、コメント募集事項 (SMC) 10 として、その他の論点に関するコメントを募集していた。事務局は SMC10 に寄せられたコメントを分析し、グリーン債、サステナビリティ・リンク債、ブレンデッド・ファイナンス、PPP などの「気候金融の仕組み」に関する論点について、規範性のない適用ガイダンス (IG) を追加することを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 3.2.2 で議論したプロポーショナリティな仕組みについて。消費者の利率 (consumer rate) とは何かを明確にする必要がある。
- 議案書の付録 D に、「自身の業務」の用語を再検討するような記載があるが、これは 9 月会議の論点ではないか。→そのとおり。
- 予算がなければ事業はできないので、完全に発生主義ベースの報告は難しいだろう。

決定事項	• SMC10 (その他の論点) に関して識別された論点については、対処するための変更は不要である。
事務局への指示	• 「気候金融の仕組み」の開示を扱う、設例又は適用ガイダンスを追加する。

(6) 論点 4 IPSASB SRS 第 1 号の構成 (3.2.5)

事務局は SRS ED 第 1 号の全体的な構成を維持することを提案した。2025 年 6 月の会議で気候関連開示は「自身の業務」と「政策プログラム」に分けることが決まり、まず「自身の業務」に関する基準書を開発することになったが、SRS ED 第 1 号から「政策プログラム」関連の記載を除くことで対応するという提案である。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

IPSASB 2025 年 7 月会議報告記事

- 事務局提案に賛成。ただし、重要性に関するこれまでの議論を反映すべきである。

決定事項	• 最終文書となる IPSASB SRS 第 1 号の草稿では、政策プログラムに関する記述を削除するが、公開草案の全体的な構成は維持することが適切である。
事務局への指示	• IPSASB SRS 第 1 号の初稿を 2025 年 9 月会議に提示する。

(7) 次のステップ (3.2.6)

事務局は、2025 年 12 月のフェーズ 1 の最終文書承認に向けた、今後の予定を説明した。

以 上

参考情報その 1（2025 年 7 月 31 日時点）

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 5 章「財務諸表の構成要素」	2023/05	リンク	
概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」	2023/10	リンク	
IPSAS 第 45 号「有形固定資産」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 46 号「測定」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 47 号「収益」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 48 号「移転費用」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 49 号「退職給付制度」	2023/11	リンク	リンク
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	執筆予定
「コンセッションナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	リンク	リンク
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	執筆予定
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	リンク	執筆予定
2024 年版ハンドブック	2024/12	リンク	—

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	執筆予定
2025 年版ハンドブック	2025/05	リンク	—

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023 年改訂版）	2025/06	リンク
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号 借入コスト IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

4. 近年に公表されたコンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用权資産（IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正）」	2023/01	リンク	リンク	リンク
公開草案第 85 号「IPSAS の改善 2023」	2023/10	リンク	リンク	なし
コンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」	2023/10	リンク	なし	リンク
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし
公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第 91 号「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS 第 33 号の修正）	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 93 号「重要性がある」の定義」（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワークの修正）	2025/05	リンク	執筆予定	なし

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/02	バーチャル開催	リンク
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2023/06	カナダ／トロント	リンク
2023/07	バーチャル開催	リンク
2023/09	スイス／チューリッヒ	リンク
2023/10	バーチャル開催	リンク
2023/12	カナダ／トロント	リンク
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク
2024/12	サウジアラビア／リヤド	リンク
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2025/04	バーチャル開催	リンク
2025/06	カナダ／トロント	執筆予定

6. IPSASB のボードメンバー（2025 年 6 月会議時点）

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025

※ Ian Carruthers 議長の任期は 2025 年末まで。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ1 作業計画コンサルテーション](#)

[アジェンダ2 有形天然資源](#)

[アジェンダ3 気候関連開示](#)

アジェンダ1. 作業計画コンサルテーション（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025年3月会議

(1) 中間コンサルテーションの流れ（12.2.1）

「2024－2028 戦略及び作業計画」で定めた中間コンサルテーションの流れについて事務局が概説を行った。財務報告プロジェクトの候補一覧に優先順位を付けなくしたことについて、何か説明しないと関係者に誤解が生じるとの意見が出た。

(2) 財務報告プロジェクト（12.2.2）

中間コンサルテーションで提案する主要な財務報告プロジェクトの案について検討した。

メンバーからは次のような意見が出た。

- PIR から IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」を外したので、こちらで扱うことになる。
- IPSAS 第 21 号も測定に関連で候補に挙がっていたはず
- 公的部門用のプロジェクトを一つは載せるべきではないか → 租税支出が該当する。
- RPG に対する説明が必要。サステナに向かって方向性が変わってきている。
- カテゴリー 1（財務報告）と 2（PIR）の区別が難しい

決定事項	• 指示事項が適切に対応されることを前提として、財務報告のプロジェクト案は適切である。
事務局への指示	• 作業計画中間コンサルテーションの文書を次のように構成する。 ➤ 広範な財務報告・非財務報告・サステナビリティ報告の開発に関して、IPSAS の考え方を示す。 ➤ 過去のコンサルテーションよりも開かれたプロセスにすることで、回答者には IPSASB が検討していなかったプロジェクト案を示唆できるようにするとともに、彼らのニーズに照らすとどのプロジェクトが最も優先されるべきなのかを説明してもらう。 ➤ 議長のメッセージで、作業計画中間コンサルテーションと IPSASB の戦略目標の四つの主要分野との関連性を強調する。 ➤ 財務報告とサステナビリティ報告のプロジェクト候補の一覧を付録として含める。

	➤ 適用後レビュー（PIR）とは何かを説明し、PIR と財務報告プロジェクトの違いを強調する。 ➤ IPSASB の文献（IPSAS、RPG 等）のそれぞれの目的と相関関係を説明する。 ➤ 回答者に対して、何が求められているのか、IPSASB のプロジェクトの優先順位付けの規準をどのように活用すべきかを明確に示す SMC と指示書を作成し、三つの区分のそれぞれにおいてどのプロジェクトが最も優先度が高いのか、そしてなぜ IPSASB がそれらのプロジェクトを引き受けるべきなのかを説明する。 • 関連する IASB プロジェクトの結果に左右される、財務報告プロジェクトの予想開始時期を強調する。 • 「現在の IPSASB 作業計画」の図を更新し、IPSAS と GFSM の関係強化プロジェクトのフェーズ2と、重要性プロジェクトのフェーズ3を追加する。 • 関係者が優先順位を検討すべき財務報告プロジェクトの一覧に、IPSAS 第18号「セグメント別報告」を追加する。 • RPG 第1号及びRPG 第3号の採用に関する各国の規準設定主体からのフィードバックを分析し、(i) RPG 第1号「主体の財政の長期持続可能性に関する報告」に基づいた強制力のあるガイダンスの開発、及び (ii) RPG 第3号「サービス業績情報の報告」に基づいた強制力のあるガイダンスの開発プロジェクトを、サステナビリティ報告プロジェクト案の一覧に含める。
--	--

(3) 適用後レビュー（PIR）プロジェクト（12.2.3）

中間コンサルテーションで提案する PIR プロジェクトの案について検討した。プロジェクト自体に異論は出なかったが、PIR とは何かについて説明が必要との意見が出た。

決定事項	• 適用後レビューのプロジェクト候補の一覧は、作業計画コンサルテーションに含めるべきではない。
------	---

(4) サステナビリティ報告プロジェクト（12.2.4）

中間コンサルテーションで提案するサステナビリティ報告プロジェクトの案について検討した。特に異論は出なかった。

決定事項	• 指示事項が適切に対応されることを前提として、サステナビリティ報告のプロジェクト案は適切である。
------	---

3 日目の会議はここで終了し、アジェンダ・ペーパー12.2.5 と 12.2.6 については議論しなかった。

2. 2025 年 6 月会議

(1) プロジェクトの進捗状況 (6.2.1)

IPSASB は 2025 年 9 月会議で「作業計画コンサルテーション」を承認する予定である。事務局が、承認に向けた進捗状況を説明した。

(2) コンサルテーション文書（草稿）の本文と付録 (6.2.2)

2025 年 3 月会議における決定事項と事務局への指示事項のうち、コンサルテーション文書の本文・付録の構成・内容に関する論点への対応方針を事務局が説明した。

決定事項	以下の指示事項への対処を条件として、コンサルテーション文書の構造と内容に関する 2025 年 3 月会議の指示事項は適切に対処された。
事務局への指示	- 今回の決定に基づく作業計画の修正を、図 2 に反映させる。 - 今回の会議における決定と、約束済みのプロジェクトに対する将来のリソースを考慮し、IPSASB が実施できる追加プロジェクトの数に関する注意書きを、事務局長報告のセクションに追加する。 - SMC に、回答用テンプレートの使用に関する説明文を追加する。 - 回答者への依頼文で、各プロジェクトに関するコメントにあたり、プロジェクト優先順位の 4 規準による評価を可能な限り求め、かつ、当該評価を行って欲しい理由を説明する。 - 付録 A に、以下の点を明記する。 ➤ 表題を変更し、これらが将来の潜在的なプロジェクトではなく、既に提案されているプロジェクトであることを説明する。 ➤ 可能な限り、プロジェクトの説明をより明確にする。 ➤ 記載されているプロジェクトの優先順位の 4 規準は、事務局の分析に基づいていることを説明する。 ➤ 一般的なサステナビリティ関連開示（IFRS S1 号相当）のプロジェクトが最初に記載されるように順序を変更し、RPG 第 1 号や RPG 第 3 号のプロジェクトとの潜在的な関連性を明確にする。

(3) 公的部門の基準設定主体フォーラム (6.2.3)

2025 年 9 月にポルトガルリスボンで開催予定の第 5 回公的部門基準設定主体フォーラムに関する概要説明と、コンサルテーション文書の当該フォーラムに関する記述に関する説明を事務局が行った。

アジェンダ2. 有形天然資源（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. CPの開発（2020年3月～2022年3月）

2020年3月の会議でプロジェクト概要書⁸を承認した。2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」⁹を承認、同年5月に公表した。

2. EDの開発（2022年3月～2024年9月）

2023年3月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024年9月会議でED第92号「有形天然資源」¹⁰を承認、同年10月に公表した。コメント募集期限は2025年2月28日。

3. 最終文書の開発を開始 2025年4月会議

(1) ED第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントの予備的レビュー（1.2.1）

事務局がED第92号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターが49通であったこと及びコメントレターを「賛成」、「部分的に賛成」、「反対」、「コメントなし」、の4種類に分類したことを説明した。今回の会議では、ED第92号のコメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレターに基づき、事務局が作成した分析資料について、メンバーから自由な発言を求め、その結果に基づいて今後の検討課題を明らかにする。

(2) SMC1：範囲 に寄せられたコメント（1.2.2）

SMCの説明は省き、SMC1に寄せられたコメントレターに関する事務局の分析資料についてメンバーの意見を求めた。事務局が挙げた論点の他に、次のような論点がコメントレターで提起されているとの意見が出た。

- ・ 単独の基準書を作るのではなく有形固定資産の内訳項目にすべきである。
- ・ 概念フレームワークの原則を変更せずに有形天然資源の基準書は作れない。
- ・ 将来世代の便益は保全のための便益の一部なのか、それとも保全のための便益は将来世代の便益の一部なのかを明確にする必要がある。
- ・ 電波は有形天然資源に分類すべきである。

(3) SMC5：IPSAS第45号「有形固定資産」との相互参照（1.2.6）

SMC5に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーからは、次のような意見が出た。

- ・ アジェンダ・ペーパー（1.2.6の第4項）で、IPSAS第45号の原則への相互参照がある場合、測定ガイダンスの適用において混乱が生じる可能性があるというコメントを「部分的合意」に分類している。もしIPSAS第45号の原則を相互参照のみで適用すると混乱が生じるという意見を「部分的合意」に分類して良いのか。

⁸ 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

⁹ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

¹⁰ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第92号「有形天然資源」の解説](#)

SMC 6～8（1.2.7～1.2.9）の分析資料については、特に意見が出なかった。

(4) ラウンドテーブルとの関係

各アジェンダ・ペーパーに共通する内容として、コメントレターの意見が地域別に開催されたラウンドテーブルで得られたフィードバックとはかなり異なっていることについて、何か IPSASB として対応する予定があるのかという質問があった。

1.2.2～1.2.9 に関する事務局への指示	• 単独の基準書の策定に反対した回答者の主張を分析した資料を作成し、まだ IPSASB が議論していない重要な論点を提起しているかどうか、及び、IPSASB が当初の見解を見直すきっかけとなる可能性があるかどうかを確認する。 • 基準書の適用範囲に関する議論を踏まえ、期待ギャップが生じる可能性のある分野について、IPSASB の見解を最も効果的に伝える方法を検討する。 • 「保全」の意味を明確にし、特に将来世代のために特定の天然資源を保有することが含まれるかどうかを明確にする。 • 「結論の根拠」で、電磁スペクトル（電波帯）には物理的な実体がないため、有形天然資源とはみなさない理由を説明する。 • IPSASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。
--------------------------------	--

(5) 主要な検討課題と、今後の進め方（1.2.10）

主要な検討課題と今後の進め方について、メンバーからは次のような意見が出た。

- 期待ギャップが横断的なテーマとなる。第1に、プロジェクト目標については、鉱物資源や水資源を扱うべきであるという期待がある。第2に、多くのコメントレターは、貸借対照表上に計上される天然資源はそれほど多くないという認識を持っている。第3に、資源の管理責任におけるより広範なアカウンタビリティについて。

事務局への指示	• 次回（2025年6月）の会議で、詳細なプロジェクト計画を提示する。 • 範囲、定義、プロジェクト目標の明確化、IPSASB の概念フレームワーク、そして独立した基準の策定に関する検討など、横断的な課題に関する分析結果を次回の会議で提示する。 • 残りの課題に関する議論は、その後の会議で行う。
----------------	--

4. 2025 年 6 月会議

(1) ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画 (4.2.1)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。まず、ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントレーターに基づいて、論点の検討を 2025 年 6 月と 7 月の会議で行う。9 月会議で最終文書の草稿、10 月会議でコメントレーターに対するフィードバック文書をそれぞれ検討し、12 月会議で最終文書を承認する予定である。

(2) ガイダンスの位置づけに関するコメントの分析 (4.2.2)

ED 第 92 号は、有形天然資源に関するガイダンスを単独の IPSAS として策定することを提案していた。ED 第 92 号に寄せられたコメントレーターを分析した結果、引き続き、単独の IPSAS として最終文書を開発することが提案された。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局提案の単独基準書に賛成。天然資源の特徴は将来世代のために保護する必要があることで、これは他の有形固定資産とは別の基準書とすべき重要な違いである。
- 有形天然資源は有形固定資産の IPSAS に含めるべきである。概念フレームワークにおける資産の支配という考え方は、すでに有形固定資産の基準書の中で対処されている。有形固定資産の基準書に含めても公益を害することにはならない。
- 会計専門家の団体が単独基準書案に反対していることに驚いた。別の基準書とするなら何らかの対応を行う必要がある。ED で残余基準としていることに原因があると思われる。
- アジェンダ 4.2.3（範囲）や 4.2.4（用語定義）と切り離して考えることはできない。異なる定義を持つなら別の基準書とする理由になる。
- 基準書を分けることが最善であることに同意。その適用範囲と定義が正しいかどうかは重要であるという意見に賛成する。反発を受けた理由は、差別化と参照が複雑だからである。
- 有形固定資産の基準書に含めることには反対。天然資源の「保全」は公的部門特有の論点なので、別の基準書を設ける方がより論理的。
- 単独基準書とすることに賛成。ただ、概念フレームワークの資産や資源の定義と、有形天然資源の定義が異なっており、混乱を招いていると思われるので検討が必要。
- 保全に関する単独基準書を設けることに賛成。私の地域（アフリカ）の関係者の期待は地下資源にあり、これは残余基準に相当すると思われる。
- IPSASB 公表文書ハンドブックを読んだときに、独立した基準書が存在するという事実があると、財務諸表の作成者は、これは検討すべき事項であると認識することができる。そうでなければ、他の基準書に埋もれてしまい、気付かないかもしれない。
- 概念フレームワークの適用を考えれば有形固定資産基準に含めるべき。別個の基準書が必要であると確信できていない。
- 発生主義会計が成熟している地域では有形固定資産に含めても理解されるが、そうでない地域には別基準にする方が、強いメッセージとなる。

- 別基準にすることに賛成。有形固定資産の適用範囲との整合性の確保が非常に難しい。有形天然資源は製品の生産に使用するために消費されないので、有形固定資産の定義を大幅に変更する必要があるが生じてしまう。
- 全ての天然資源の性質を一つにまとめることは困難であり、保全対象の資源に範囲を限定することに賛成。
- 有形固定資産に含めることに賛成。特別な財務諸表項目にどのように適用するか、が唯一の課題であるように思われる。
- 別個の基準書に賛成。基準書の表題に保全を加えるべき。

メンバー間で意見が大きく分かれたので、挙手による評決を行った。単独の基準書とする事務局案には賛成が 13 名、反対が 1 名、保留が 2 名だった。単独の基準書とすることが決定した。

決定事項	• 有形天然資源に関するガイダンスは、個別の IPSAS 基準書とする。
------	--

(3) 範囲 (4.2.3)

ED 第 92 号は、他の IPSAS の範囲に含まれる天然資源を除いた有形天然資源を対象範囲とする、残余基準の考え方をとっていた。対象となる有形天然資源の代表例は、「保全」目的で保有する有形天然資源であるが、その他の有形天然資源も含まれる余地があった。しかし、ED 第 92 号に寄せられたコメントレターからは「保全」目的で保有する有形天然資源以外の実例は示されなかった。事務局は、この結果を受けて、最終文書は「保全」目的で保有する有形天然資源のみを対象とすることを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- CAG メンバーの多くは「保全」目的で保有する定年資源に限定するという事務局提案を支持していた。また、他の IPSAS の範囲に含まれる天然資源を扱うために、既存の IPSAS を修正すべきである。
- 関係者からの意見を聞いて、より明確な適用範囲をもつ基準書とすれば適用が容易になるという確信を持った。サービスの意味を明確にした点も気に入っている。他の事例が出てこなかったという点も、後押しになっている。
- 範囲を狭めることに賛成。保全という言葉をどのように定義するかが非常に重要である。
- 範囲を狭めることに賛成。ただ、「財やサービスの提供における積極的な使用又は消費」という説明文は、有形固定資産を想起させるので懸念している。
- 範囲を狭めることに賛成。ただ、バランスシート上の資産認識に役立つ財務報告基準に重点を置いているのかが疑問である。開示内容が他の基準書と比べて非常に広いように思う。
- 範囲を狭めることに賛成。バランスシートに計上することを認めるのかは気になっている。
- 範囲を狭めることに賛成。有形固定資産などの他の基準書を確認する必要がないということは、作成者の負担が減るのでとても望ましい。また、多くの天然資源は関連する長期の負債を伴う場合が多いので、それらの義務について人々に知らせる必要がある。

- 範囲の設定上、残余基準であるという位置付けには問題がある。範囲を絞り込むことが最善である。
- 範囲を狭めることに賛成。表題を変更することで非常にわかりやすくなった。
- 関係者に意見を求め、事例を挙げてもらった結果として、対象範囲を特定できたことは、非常に理にかなったことである。
- 保全目的のみの資産が資産の認識基準を満たすのかはかなり疑問である。保全の定義からすると、サービスが活用されていると思われない部分があり、懸念している。
- 会計責任を持つ主体と保全の責任を持つ主体が異なる場合がある。基準書の適用範囲にも関係する。
- 保全のために資産を保有することはサービス提供能力を持つのかを議論し、結論を下している。もっとうまく説明できるかもしれないが、時間は限られている。また、管理者としての責任はすでにガイダンスに組み込まれているので、明確化できると思う。
- 民間部門用の基準書をベースとした議論では、公的部門特有の幅広い世界をとらえることには限界がある。サービス提供能力について明確化が必要であり、スチュワードシップという用語は一般用語なのでもう少しわかりやすく説明すべきである。
- 資産の管理については、天然資源に留まらないので、財務諸表の表示プロジェクトで検討した方がよい。

ここで挙手投票が行われ、全員が事務局の提案に賛成した。基準書の対象は、公開草案当時よりも狭く、「保全」目的で保有する有形天然資源に限定されることが決まった。

決定事項	• 最終文書となる IPSAS 基準書の範囲セクションでは、保全目的で保有する有形天然資源に焦点を当てていることを明確にすべきであり、表題やガイダンスを合わせて修正すべきである。
------	---

(4) 「保全」目的で保有する有形天然資源の定義 (4.2.4)

事務局はアジェンダ 4.2.3 で述べた「保全」に関連して、以下の事項を提案した。

- 最終文書に「保全」目的で保有する有形天然資源の定義案を追加する。定義案（下枠内を参照）は、ED 第 92 号の有形天然資源の定義と、「保全」の説明文を組み合わせている。

保全目的で保有する有形天然資源とは、財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように管理されている有形の天然資源をいう。

- 「保全」の意味を明確にし、「保全」目的で保有されている有形天然資源と、それ以外の目的で保有されている有形天然資源との違いを説明する。
- 有形天然資源の定義文における「自然に発生している」ことの意味を明確にする。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 定義に「財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように」というフレーズが入っている。この意図を達成するために文章の順番を置き換えてはどうか。
- サービス提供能力という概念については、現在と将来の世代のために保全するという視点で検討する余地があるのではないか。それこそがサービス提供能力である。
- 今の定義だと狭すぎるので、「劣化」までで止めてはどうか。（「財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による」を削除するということ。）
- 定義は主体の観点なのか、それとも他の関係者も含むものなのかで混乱があるように思われる。確かに「劣化」で止めれば明確になる。
- 例えばきれいな空気など、人々の使用をほとんど防げない場合もある。「劣化」で止めるというアイデアは有用。
- 財やサービスの提供における積極的な使用や消費から生じる「保全」について、私たちは何もすべきではない、あるいは何かをすべきではない。使用されていなくても、保護されているので、サービスのために利用している。
- 「積極的な使用」の語句については再考すべき。また、管理とはどのような意味なのかを明確にする必要がある。
- 定義については、適用指針を使って補足説明をすべき。保全（conservation）と保存（preservation）については最初に二つ示して、うち一つだけを使うのはどうか。
- 「劣化」で文章を止めることに賛成。有形天然資源の用語定義を定める必要がある。
- 「劣化」で定義を止めることに賛成。資産の主な用途について、何らかのガイダンスを追加する必要がある。
- 保護や劣化の防止よりも、保全という言葉の方が好みである。
- 保護を含めると、資産計上できる対象が広がり、関係者の懸念には応えられないと思う。保全は財務的な意味合いを持つので、保全の方がよい。両方の用語を含めるべきではない。
- 単一の定義ではなく、特性に基づくアプローチはどうだろうか。全ての要素を単一の定義にまとめるのは難しい。会計士以外の人にも理解されることが非常に重要である。
- 簡潔な定義には賛成だが、劣化で止めると、会計専門家でない人には意味がわからないかもしれない。「現在及び将来の世代のための持続可能なサービスのため」としてはどうか。
- 基本的な特性を含む単一の定義を見つける必要があるかもしれない。
- 人間には、天然資源を保護し、保全する責任がある。財やサービスの提供における消費は、人間の経済活動の非常に肯定的な側面を表している。天然資源を人間がもたらす損害から保護し、保全する人間の責任を強調しなければならない。

「保全」という用語を使う方向性で進める。また、説明のための適用指針を起草する。定義についてはチェックイン会議で再検討すべきかを考えるが、あまり時間をとり過ぎないようにする必要がある。

事務局への指示	• 保全のために保有される有形天然資源の定義と関連する適用指針を短縮し、「結論の根拠」で説明する。改訂された定義と関連する指針は、他の重要な決定が行われた後の会議で IPSASB に提示する。
---------	--

(5) プロジェクトの目的、期待ギャップ、概念フレームワークの様々な側面 (4.2.5)

事務局は、以下の事項に関する「結論の根拠」の説明文を修正することを提案した。

- IPSASB は天然資源に関して、IPSASB の概念フレームワークに定める資産の定義を満たすものを資産として認識することを意図している。この点について「結論の根拠」における説明をより明確にする。その結果、天然資源の全体のうち資産として認識される天然資源はごく一部になるが、それ以外の天然資源を一般目的財務報告書 (GPFR) で開示する予定であることについて、説明を追加する。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 「自然に発生する」という部分は、資産価値が確定したらどうなるのか、森林の再生などはどう扱うのか。人間の介入は、自然発生的な事象にいつ、どのように組み込まれるのか。劣化を阻止しようとする場合、人間の介入は自然発生的な事象にどのように組み込まれるのか。資産価値を変化させるためにどのような費用が適切か、そしてそれがどのように機能するかは明確か。
 - 会計単位は支配権の観点からは土地になると思う。しかし、絶滅危惧種に資金を投資しても土地の価値は変わらない。よって会計単位には意味がかる。
 - 保全や人間の介入によって自然発生的でなくなっても、それが天然資源ではなくなるわけではないことを明示する必要がある。
 - 現状はまだ論点分析であるが、今後の草稿のレビュー等はどうするのか。プロジェクトの範囲が変わるので、各セクションをまた検討する必要があると思う。
 - 会計単位については既に草稿で触れているので、そこを抽出して活用することになる。
 - 会計単位についての起草内容を、7月の会議で検討する必要がある。
- 適用指針と適用ガイダンスを修正し、有形天然資源の資産認識規準が、他の IPSAS や概念フレームワークと整合していることを明示する。また、認識規準についてカナダ等の先住民から寄せられた意見も反映する。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 天然資源に価値を見出そうとするのは、天然資源を保全しているからではなく、棚卸資産としての価値を探そうとしているから。この基準書では棚卸資産にする余地はない。
- 定義を明確にする必要がある。明確でないと、あたかもルールのように見える。
- 保全のために保有される資産に基準の範囲を絞ったので、定義もそれに合わせる必要がある。逆にその範囲を超えるべきではない。
- 地下資源は必ずしも定義に当てはまらない。貯水池は管理できるが。鉱物資源は気候変動や地球の保護と深くかかわっていると多くの関係者が考えている。よって、このプロジェクトは何なのかを改めて説明する必要がある。

参考情報その2

- 結論の根拠には、基準を作った理由とその根拠を盛り込む必要がある。地下資源は対象外なのであれば、その旨を明記する必要がある。
- スタッフによる説明文の起草を待つ。
- 有形天然資源に対する監督権（stewardship rights）や責任に係る開示規定を明確にする。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - CAG では、開示の範囲や、受託責任に特有の開示との関連性に関する質問が出た。信頼性をもって測定できないために認識されていない、管理されている有形天然資源の開示を求めることには賛成であった。しかし、管理していないために認識されていない有形天然資源については留保している。それらは、IPSAS 第 19 号等の他の基準書の範囲に入る可能性がある。
 - 天然資源を管理しているが、確実な測定ができない場合、その旨と確実に測定できない理由を開示するということは非常に参考になった。天然資源に関する契約には先住民との契約も含まれるが、それらも精査する必要があるのか。
 - 劣化防止の判断基準を明確にすべきである。契約や拘束力のある取決めが必要なのか、それとも単なる経営判断でも該当するのか。
 - 適用ガイダンスには、天然資源は資源であるが、他にも資産があることを示すことや、負債、移転費用、収益といったものを含めることができるのではないかな。
 - 本当に必要なのは、関係者に対する教育であり、適用指針や適用ガイダンスではない。スタッフ Q&A、動画、フォーラムでの特別セッションなどが必要ではないかな。
- 有形天然資源の保全が、IPSASB の概念フレームワークで規定するサービス提供能力にどのように結びつくのかを「結論の根拠」で説明する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - 結論の根拠から適用指針へ昇格させるメリットがあるかどうか論点となる。
 - 先ほどの長い議論の説明を経て、初めて回答できるのではないかと不安になったので、説明した方が良い。
 - サービス提供能力よりも、概念フレームワークから先に検討すべきである。概念フレームワークにおいて、サービス提供能力は幅広い概念であるという理解が不足しているように感じる。
 - サービス提供能力を満たす理由をあげ始めるときりがなく、人々の考え方を狭めてしまうリスクがある。
 - 説明をわかりやすく記載することに賛成。

決定事項	• 「結論の根拠」において、保全のために保有される有形天然資源に関する IPSAS 基準書の目的を明確にし、当該基準書が将来的に IPSASB による天然資源に関する非財務報告ガイダンスの策定を妨げるものではないことを説明する必要がある。
------	---

事務局への指示	- 有形天然資源の認識と測定に、会計処理単位が及ぼすインパクトについて明確化する。 - 未採掘の地下資源の認識が難しいことについて、フィードバック文書の概念フレームワーク関連の部分で説明する。 - スチュワードシップの取決めにに関する開示規定をアカウンタビリティの文脈で明確化し、適用ガイダンスで当該取決めに分析する必要性を説明する。 - 概念フレームワークで想定されているように、保全がどのようにサービス提供能力につながるか、を説明する適用指針を開発する。
---------	--

アジェンダ5. 気候関連開示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. CPの開発（2022年3月会議）

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022年1月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」¹¹において、IPSASBに対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022年3月のOECDの財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASBはサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置付けて、2022年3月会議で1日以上会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」¹²（以下、CP）の検討及び承認を行った。その後、2022年5月に同CPを公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

2. 派生プロジェクト：サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述したCPとは別に、IPSASBは短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行のIPSASBのガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023年3月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG第1号及び第3号の修正」を承認し、2023年5月に公表した。

内容としては、RPG第1号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第3号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG第1号及び第3号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

¹¹ 英語原文。 [Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

¹² 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

3. EDの開発（2022年10月会議～2024年6月会議）

2022年10月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024年9月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第1号「気候関連開示」¹³を承認し、2024年10月に公表した。コメント募集期限は2025年2月28日。

4. 最終文書を開発を開始：2025年3月会議

SRS ED 第1号に寄せられたコメントレーターを分析する方法について議論を行った。コメントレーターの分析を行い、主要な論点を分類するに当たり、柔軟性と透明性を確保することが決定された。また、プロジェクトの各段階の進行に合わせて（原則だけでなく）解釈に関する論点も並行して検討することが事務局には指示された。

5. 2025年4月会議

(1) プロジェクトの全体像（2.2.1）

事務局がSRS ED 第1号「気候関連開示」に関するこれまでの進展と、幅広い関係者から寄せられたコメントレーターが96通にのぼったことを説明した。IPSASBの文書に寄せられたコメントレーターとしてはかなり多い結果であり、幅広い関心を集めたことの証左である。今回の会議では、SRS ED 第1号の各コメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレーターに対する事務局の分析資料（各アジェンダ・ペーパー）について、メンバーから自由な意見を求め、今後の検討課題となる分野横断的なテーマと主要論点を明らかにする。

メンバーからは、アジェンダ・ペーパーに基づいて論点を提起するために与えられた時間が短すぎるので、今後の会議においても論点を提起することが認められるべきであるというコメントがあった。

(2) SMC 2 自身の業務（2.2.3）

アジェンダ・ペーパーの内容説明は省かれ、SMC 2に寄せられたコメントレーターの分析資料について、メンバーの意見を求めた。メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 基準書を「自身の業務」と「公的部門の政策プログラム」の二つに分けることの利点がアジェンダ・ペーパー2.2.3で説明されている。ラウンドテーブルでも出た意見である。基準書を分けることでIFRS S2号に精通している人にとってわかりやすく、整合性を確保しやすいことが挙げられており、今後の議論で検討すべき課題となる。
- コメントが二つある。第1に、範囲に関するコメントにはハイレベルからのものが多く、公的部門の現場の実態を踏まえた実務的なものが少なかった。第2に、情報の「利用者」からのコメントレーターがそれほど多くなかったと思われる。よって、詳細なガイダンスの策定段階に進んだときに、これまで聞いていないことが色々と生じてくる可能性がある。

¹³ 解説記事あり。【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」の解説

(3) SMC 3 政策プログラムの範囲 (2.2.4)

SMC 3に寄せられたコメントレーターの分析資料について、メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 回答者の多くが、対象範囲をもっと広くする必要があると考えていると書かれている。具体的な数値はどうか。→ 回答者の半数以上を指している。反対と一部反対を加えると54%になる。

(4) SMC 4から SMC 6 定義、戦略、指標と目標 (2.2.5～2.2.7)

SMC 4から SMC 6はまとめて議論され、メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 政策の定義はとても難しい問題である。公的部門よりも幅広い、非営利団体や民間部門との連携を必要とする政策もあり得る。そのような場合にどうするのかを明確にしておくべきである。
- 政策の分野では、政府によってガバナンスの問題点が異なる。政策に関与するのが単一の組織や部署ではない場合に、財務報告のアカウンタビリティとガバナンスの体制は単純ではなくなることを認識しておく必要がある。
- これらの三つの SMC には、コメントなしの回答が最も多かった。コメントなしの回答者の種類について分析は行ったのか。提案した内容が実際には有用ではないと判断され、したがって回答がされていない可能性があるのではないか。→ SMC 3に反対の意見の回答者が、SMC 4から6に回答していない場合が多い。→ 文化的背景によって、コメントをしない場合の意味が異なることに留意が必要である。

SMC 7から SMC 9の分析資料については、意見が出なかった。

(5) SMC10 その他のコメント (2.2.11)

SMC10に寄せられたコメントレーターの分析結果について、メンバーからは次のようなコメントがあった。

- IPSASB SRSのみを採用し、IPSASは採用しない主体も想定すべきである。
- 先住民(indigenous people)について、トレードオフなど、考慮しなければならないことがある。先住民コミュニティは、必ずしも排出量の削減を選択しない場合がある。

2.2.2～2.2.11 に関する事務局 への指示	• IPSASB メンバーが指摘した以下の重要な論点について、コメントレーターの内容が、今後の会議資料や最終文書草稿の「結論の根拠」に十分に反映されていることを確認する。 • IFRS S2 号の民間セクター向けのガイダンスとの整合性（特に、コメントレーターと地域別ラウンドテーブルで強調された利点に関して）
---	---

	・ 気候関連の政策プログラムに関連する、経過措置とトレードオフの決定に関する正当性 ・ 公的部門関連の記載が占める割合 ・ IPSAS の採用とは独立して IPSASB SRS を採用することの潜在的な影響 ・ 特定のコメント募集事項（SMC）への未回答率が高い理由について、更に検討し、潜在的な理由を分析する。 ・ IPSASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。
--	--

(6) テーマの分類と、今後の進め方（2.2.12）

メンバーからは次のようなコメントがあった。

- ・ 基準書の構成を分析すべきである。単一基準にするのか、別々の基準にするのかによって、構成も変わってくる。コメントが複数の付録にまたがる場合には、分析も複雑になる。
- ・ 横断的な論点として、概念的な基盤について検討する必要がある。また、「自身の業務」と「政策プログラム」のつながりや共通点も論点として挙げられる。
- ・ 6月会議に大きな議論が想定されるが、会議までの残り時間が限られているので、6月会議での決定事項は、「暫定的な決定」にした方がよいのではないかと。その後はもう決定事項は覆らないというのは厳しい。→ IPSASB に対する信頼を損なうことになるので、暫定的な決定とすることはできない。→ 6月会議では必ずしも意思決定ができない場合、その後にメンバーだけの会合を開く等、柔軟な対応が必要。

事務局への指示	・ 次回（2025年6月）の会議において、単一の基準書を策定するか、又は個別の基準書を策定するかという課題を含む、詳細なプロジェクト計画を提示する。 ・ 次回の会議において、「自身の業務」に関する原則の論点について分析を提示する。 ・ 「政策プログラム」に関する原則の論点については、その後の会議の課題とする。
---------	---

6. 2025年6月会議

(1) 気候関連開示プロジェクトの全体像（5.2.1）

事務局が SRS ED 第1号に関して 2025年4月会議で行った論点検討の振り返りと、今回検討する主な論点について説明した。メンバーからのコメントはなかった。

(2) 共通論点：基準書を一つにまとめるか二つに分けるか（5.2.2）

SRS ED 第1号は、IFRS S2号「気候関連開示」に基づく「自身の業務」に関する開示のガイダンスと、公的部門の規制当局側としての役割に基づく「政策プログラム（PPP）」に関する開示のガイダンスの二つの開示を単一の基準書にまとめて提案していた。

この提案には賛否両論の意見が寄せられ、事務局は、以下の四つの観点から総合的に比較検討を行った。結果、気候関連開示の基準書を二つに分けること、かつ、「自身の業務」の基準書の開発を優先すること、を提案した。

判断基準	基準書を分けた方が良いか
1. ガイダンスの明瞭性	分けた方が良い
2. ガイダンスの公表の適時性	分けた方が良い
3. 「自身の業務」と「政策プログラム」の統合アプローチ	まとめた方が良い
4. 作成者による基準採用と実装における有用性	分けた方が良い

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- CAG メンバーは、基準書を二つに分ける方向を支持していた。一部のメンバーからは、このアプローチは将来の SRS 策定における何らかの先例になるのではという意見もあった。
「自身の業務」からスタートすることで IFRS S2 号との整合性が向上するとの指摘があったが、「政策プログラム」に関する開示は重要なので、IPSASB は「政策プログラム」に関する開示要件の策定も並行して推進すべきであると提言した。
- 投影スライドの8枚目（工程表）では、主体の排出側と規制側の二重の役割の相関性について、オプション1の予定表には記載されているがオプション2のほうには記載がない理由は何か。これが唯一の違いのように思われる。作業の完了予定時期がオプション1と2で異なるのはこれが理由なのか。→「政策プログラム」を検討するための時間の違いである。
- 3点コメントする。(1) 二つの異なる基準書を設けることにはメリットがあると思う。(2) オプション1と2で3か月の時間差が生じる点には納得できない。(3) アジェンダ・ペーパーで提案されているように、IPSASB は「政策プログラム」に関するガイダンスを継続的に提供するという明確な意思を示すべきである。フェーズ2の開発完了時に、フェーズ1の基準書に何らかの修正を加える可能性があることを選択肢として確保しておくことが重要。
- 実質的に別々の基準書を並行して検討している。まず IFRS S2 号とのグローバルな整合性の確保がある。「政策プログラム」に関しては、私は異なる視点を持っており、「政策プログラム」と呼ぶことが妥当なのかについても現時点では確信できていない。プロジェクトを分けることで、利用者ニーズに関する調査をよりのめを絞って行うことができる。テスト対象とする主体のレベルをどうするのがとても重要になる。全ての公的部門の主体に及ぶと期待しているが、「政策プログラム」については、委任された省庁だけが対象になるのかもしれない。
- 作業を分離することに賛成。政策分野についてはとりわけ時間をかけて検討するべきである。一方で IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に

基づく論点に時間をかけることについては疑問である。人々が求めている情報が何か、現時点では存在しないが枠組みとして整理する必要がある。

- 二つの基準書にすることに賛成。収益と移転費用のプロジェクトのときのように、基準書を分離することで大きな違いが生まれる可能性がある。実際に腰を据えて取り組むことで初めて、何が真の問題なのかがわかってくる。
- 二つの基準書にすることに賛成。別々の基準書を設けることについては、IPSAS 第34号「個別財務諸表」や第35号「連結財務諸表」のように、一つの基準書にまとめていない例もある。「政策プログラム」には実例の調査が必要になるだろうから、事務局が提示するタイムラインは実現が難しいであろう。
- 二つの基準書にすることに賛成。関係者の期待に応えるため、まず「自身の業務」について優先し、結果を出す必要がある。
- 二つの基準書にすることに賛成。ただし、「自身の業務」と「政策プログラム」の関係性をより明確にする必要がある。「政策プログラム」は「自身の業務」に影響を及ぼすからであり、同じ対象を別の視点から見ているにすぎない。また、「自身の業務」は財政の長期持続可能性に変化をもたらすので、公的部門の特殊性について調査した方が良い。「政策プログラム」については、現時点で意見を述べるのは不可能。
- 両方のトピックについて成果を出す必要があるが、焦点を絞る必要があり、基準書を分けることでより絞りやすくなる。
- 「自身の業務」についてのIFRS S2号との整合性に関しては、オペレーション・モデルの定義と照らし合わせて検討する必要がある。インプットをアウトプットとアウトカムに転換することを定義することになる。「自身の業務」から生じるアウトカムは、「政策プログラム」から生じるアウトカムと区別できるのか。重複する領域があると思う。
- 二つの基準書にすることに同意。「政策プログラム」の重要性和意義を無視しているわけではないことをどのように明確に伝えていくか。カナダでは三つのレベルの政府が政策プログラム型の報告を行うために努力している。CAG会議で報告された、トロント市と投資家の関係はとても興味深いものだった。すでに取り組みが行われている地域があるのだから、ゼロから始めるのではなく、関係者の知見をより活用すべきである。反対意見に実務経験に基づくものが含まれているのかも確認が必要である。
- コミュニケーションを適切に行うことで、関係者の期待ギャップを埋めることができる。また、事務局が提示した工程表は、フェーズ2が想定されるよりも短いと思う。
- 二つの基準書に分けることが現実的。「政策プログラム」を適用する政府はかなり大きな主体であり、彼らにとって「自身の業務」と「政策プログラム」に対する視点には違いがないと思われる。コミュニケーションを適切にしていれば、単一の基準書で済んでいたようにも思う。
- 二つは根本的に異なる種類の報告なので基準書は分けた方がよい。事業のアウトカムについてより慎重に検討することにも賛成。
- フェーズ2をいつから再開するのかを明示して欲しい。→事務局に検討猶予を与える。

最後に挙手投票を実施した。16名全員賛成で、基準書を二つに分けることが決定した。

決定事項	- 関係者の反応と実務的な検討に基づき、このプロジェクトは別々の基準書の開発として進める。 - 二つの基準書の開発は次の2段階で行う。 フェーズ1 自身の業務 フェーズ2 政策プログラム
事務局への指示	SRS ED 第1号で提案したガイダンスと当該EDに寄せられた意見に基づいて、公策プログラムのフェーズ2の工程表を含め、二つの基準書を策定するというIPSASBの決定を関係者へ伝える。

(3) 自身の業務：IFRS S2号との整合性確保（5.2.3）

SRS ED 第1号の「自身の業務」に関するガイダンスは、IFRS S2号に基づいて作られている。関係者から寄せられたコメントレーターには賛成意見が多かったことを踏まえ、事務局は、引き続きこの方針を維持することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局提案に賛成。債券の購入者は世界的に共通しており、報告主体と購入者が相互協力することが非常に重要。ダブルAのCPが行っている全ての取り組みを活用すべき。IFRS S2号は投資家向けに作られているというコメントを強調していることで、プレッシャーが増えているようにも思う。
- IFRS S2号は公的部門用にはあまりに規範性が高すぎる。国レベルの統治機構や能力・報告においては不整合が生じる可能性があるため、例外も設けた方がよい。また、国連の気候変動枠組み条約のような世界的な枠組みとの相関性を考慮すべき。
- IFRS S2号と整合させる提案に賛成。ただし、IFRS S2号は大規模な機関投資家向けに書かれており、大規模な組織向けという印象を受けている。小規模でより単純な基準書が必要になる可能性がある。この整合性プロジェクトの一環として取り組むべきではないか。
- 自身の業務をIFRS S2号に整合させるという意味は何を指しているのか。SRS ED 第1号で提案した内容に従うということであれば、GRIのGHGプロトコルの範囲を拡大したということになる。その理解で正しければ提案に賛成する。
- より具体的な適用ガイダンスが必要である。アウトカムの分離、公的部門の役割という文脈の中で「自身の業務」をどのように理解するのか、小規模団体における懸念に対処する必要がある。民間と公的部門で異なるところだと思う。
- IFRS S2号と整合させることには関係者から圧倒的な反応と支持を得ているので賛成。規範的すぎるという意見については、理解できない。もっとコミュニケーションが必要なのだと思う。考え方はIFRS S2号と全く同じで公的部門にも使えると思う。

- IFRS S2 号と整合させる提案に賛成。核心的な業務に集中できるよう、役立つガイダンスを提供する必要がある。IFRS S2 号の内容にただ従うのではなく、公的部門の文脈で、バランスの取れた、皆さんに使用される基準書となるように検討する必要がある。
- IFRS S2 号と整合させる提案に賛成。過去のように様子見するのではなく、並行して作業を進め、教育資料を提供することで解決できる部分があると思う。
- リスク、戦略、機会と、財政の長期持続可能性のマトリックスを結びつけることが必要である。

決定事項	• 「自身の業務」の原則は、公開草案で提案した公的部門に固有のガイダンスを維持しながら、引き続き IFRS S2 号と整合させる。
事務局への指示	• IFRS S2 号が継続的に改訂されていることについて、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) とのコミュニケーションを維持し、最新の動向を監視する。

(4) 自身の業務 : GHG プロトコルの使用 (5.2.4)

SRS ED 第 1 号で提案した「公的部門の主体は、他の方法がより適切な場合を除き、GHG プロトコルを使用して温室効果ガスの排出を報告する」という反証可能な推定には、多くのコメントレターが賛成の意見であった。この結果を踏まえ、事務局は当該推定を維持することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- あらゆる主体に共通する枠組みを用いることは有用である。GHG プロトコルを出発点とすることに賛成。反証可能とすることで、ある程度の柔軟性を持たせている。
- 私も事務局提案に賛成。反証可能な推定とのバランスがとれている。
- 事務局提案に賛成。GHG プロトコルは「政策プログラム」の検討にも役立つ。
- 確認だが、GHG プロトコルの全体について話しているという理解で良いか。米国の公共部門向けの GHG プロトコルなどもあるので。→米国公共部門向けの GHG プロトコルは更新されていないので、今後関与を進める中で更新されることを期待している。
- 国と都市のセクションについては言及しないのか？→言及しない。
- GHG プロトコルについては比較可能性が過大評価されている。同じ組織における一貫性のほうが重要である。
- 法域によっては長年のデータが公表されているが、一貫性の観点からするとこれはデータであるが情報ではない。ユーザーに情報として何を提供すべきかが重要である。

公開草案で提案した「反証可能な推定」に基づいて作業を進めることで合意した。

決定事項	• 状況に応じて別の方法論がより適切である場合を除き、主体は「温室効果ガスプロトコル事業者排出量算定報告基準 (2004 年)」を使用するという反証可能な推定を維持すべきである。
------	---

事務局への指示	世界資源研究所（WRI）と連携し、GHG プロトコルを更新する際に公的部門のニーズを考慮するように働きかける。
---------	---

(5) 自身の業務：スコープ3の温室効果ガス排出（5.2.5）

事務局は、SRS ED 第1号で提案した、スコープ3の温室効果ガス排出に関する開示規定を維持すること、及び、当該開示への移行期限を延長することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- CAG メンバーはスコープ3の重要性に同意している。一方で、複雑性も認識しており、移行期間の延長と段階的なアプローチのどちらが適切かについては、更なる検討が必要であると考えている。
- 公的部門だからスコープ3をやらないという理由はない。
- 上流と下流のどちらか一方に高い支持があるのか、それとも特にそのような回答の偏りはないのかが知りたい。下流については理解が難しいと思っている。→何が簡単かだけでなく、スコープ3を段階的に導入している法域もあった。例えば出張などは好例である。それぞれの主体の業務に最も関連性の高いカテゴリーに焦点を当てることになるのだと思う。
- スコープ3は、「自身の業務」よりも、「政策プログラム」のほうにより適合すると思う。
- スコープ3の適用を強制する考えには賛成しないわけではないが、実務上はかなりの負担になる。また、政府が自国領土内の排出量に責任を負うという国際協定がいくつかあるが、これはスコープ3と矛盾している。旅費についてはよく話題になるが、もっと複雑な問題になると、情報を提供するのとは簡単ではない。
- 確かに複雑な話であるが、スコープ3を任意にすると IPSASB の評判リスクになる。IFRS S2 号の原則に従うのであればスコープ3は含まれてくる。
- ニュージーランドでは「カーボンニュートラル・プログラム」という法律があり、全ての公的部門の主体はカーボンフットプリントを報告することが義務付けられている。同国ではもうビジネスクラスでの移動が認められる公務員は存在しない。少なくとも最初の段階では、報告において概念や我々が何を期待しているかを人々が理解できるようにするための教育と実装が非常に重要。
- 韓国の中央政府の予算はほぼ 50%が補助金や交付金である。カテゴリー15（投資）はどのような扱いになるのかを知りたい。
- CAG や関係者から、提案を維持すべきであるという意見をもらっている。金融商品基準で使用されている、「不当な費用と労力」の考え方が参考になる。重要性についても念頭に置く必要がある。
- CP で示した二つのボックスの話に戻りたい。公的部門のマルチステークホルダーと異なり、民間では投資家に焦点を当てている。公的部門の主体は、バリューチェーン全体にかかわる三つのスコープの管理に積極的に取り組むべきである。

- ・ スコープ 3 は複雑すぎると思う。適用する主体が増えないと思われる。特に多くの主体にとってはコンサルティング会社のコストが高くなる。しかし、発展途上国の多くの主体にとっては予算上限が問題になる。もう少し自主的なアプローチの方が良いのではないか。
- ・ スコープ 3 の原則には賛成。費用対効果と、それをどのように適切に把握するのかということを懸念している。基準書の中にガイダンスを設けた方が良い。

議長が総括した意見としては、スコープ 3 から離脱する公的部門特有の理由は見当たらないと思われる。様々な不確定事項はあるが、原則としてスコープ 3 を開示対象として維持する。IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」の改訂作業を行っているところなので、当該プロジェクトから追加で取り込める資料がないかも検討する。IASB や GHG の更新において何が起きているのかも把握する必要がある。

決定事項	・ スコープ 3 の温室効果ガス排出に係る開示規定を維持する。
事務局への指示	・ 基準公表後の導入フェーズにおいて、公的部門の文脈でスコープ 3 を適用するためのガイダンスの策定を検討する。

(6) 全般的な要求事項：IFRS S1 号との整合性確保（5.2.6）

事務局は、SRS ED 第 1 号における全般的な要求事項の規定を IFRS S1 号と整合させるという方針を維持することを提案した。また、全般的な要求事項の原則に関して提起された論点に、継続的に対処することも提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 基準書を分割することを決めた現状、IFRS S1 号についての対応は現状のままだが適切。
- ・ 選択の余地がないと思う。作業計画上の優先順位については検討が必要。
- ・ 本文中に何らかのサインポストがあってもよい。付録だと存在に気付かない。

決定事項	・ 付録 B「全般的な要求事項」を IFRS S1 号の関連する個所と整合させるという提案を維持する。
事務局への指示	・ 使いやすさと明瞭性を向上させるため、本文において付録 B「全般的な要求事項」をより効果的に強調するための選択肢を検討する。 ・ 今後の会議において、付録 B「全般的な要求事項」に関して提起された原則的な問題に対処する。

(7) 重要性（5.2.7）

事務局は、SRS ED 第 1 号における重要性の定義を維持することを提案した。当該定義は、IPSASB の概念フレームワークに基づいて作られている。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- まだ重要性のプロジェクトはフェーズ3の完了まで数年かかるので、不確実性が残っている。概念フレームワークの定義を選んだ理由を「結論の根拠」で適切に説明すべき。
- 事務局提案に賛成。オーストラリア政府が重要性のガイダンスを作っているので参考にすべきである。また、利用者のために適用ガイダンスが必要だと思う。
- 利用者の理解を得るために何らかの努力が必要。他のリソースを紹介することでもよい。
- 財務報告と同じ重要性を定める必要はない。ある程度の柔軟性を持たせて良い。→概念フレームワークの重要性概念は一般目的財務報告書用に作られているので財務諸表用だけではない。また、IPSASBでは「インパクト」の用語は使わないことも決定している。
- 重要性の概念は難解で複雑なものになりつつある。何を意味するのか、どのように他のものと比較されるのか。ダブルマテリアリティとの違いは何か。規範性の有無について事務局の検討を待ちたい。
- 事務局提案に賛成。関係者からの意見は、彼らの理解不足を示しているので、もっとガイダンスが必要である。その場合、ガイダンスの規範性のレベルに留意する必要がある。
- 規範性のあるガイダンスに情報を盛り込むべきである。また、重要性の適用例をいくつか見てみてはどうか。
- 多くのコメントレーターはインパクトとその重要性について関心をもっていた。
- 定義を基本的で包摂的な概念として使い、そうでないものについて明確化することが有用かもしれない。また、定義は「主要な利用者」が何かに基づいているので、利用者について考えることが必要。

まとめとして、重要性を使うことに異論は出なかったが、関係者とのコミュニケーションが重要であるとされた。

決定事項	• 重要性の定義案を維持する。
事務局への指示	• 提案された重要性の定義について、関係者の理解が深まるように、既存の各国の基準設定主体や国際基準の設定主体による既存のガイダンスを活用する。 • 重要性の定義に関連する明瞭性の欠如に対処するための選択肢を策定する。

(8) 気候関連開示の作業計画 (5.2.8)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。SRS ED 第1号に寄せられたコメントレーターに基づいて、論点の検討を2025年6月、7月、9月の会議で行う。9月会議には最終文書の草稿を提示・検討し、12月会議で最終文書を承認する予定。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

参考情報その2

- 資料の24～25ページに記載されている様々なグループは、いずれも諮問グループであり、その成果はこの会議に持ち込まれると考えてよいか？ →CAG以外のグループはCAGと同等の権威は持っておらず、助言をボードに行うために作ったものである。メンバーやTAはそれらに参加することが望ましい。
- これから12月までの間に、ボードメンバーを論点責任者にしてグループを運営する予定はあるか。→これから録画を見て、能力と意欲のあるメンバーを検討したい。

以 上